

## 3県(宮城・山形・福島)連携広域周遊促進事業委託業務 企画提案募集要領

3県(宮城・山形・福島)連携広域周遊促進事業委託業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 委託業務名

3県(宮城・山形・福島)連携広域周遊促進事業委託業務

#### 2 事業目的

近年、東北中央道の開通等により、南東北3県の交通アクセスが改善され、これまで以上に県境を越えた広域周遊の利便性が高まっている。そこで、各地域の魅力を多くの方に知っていただき、3県の相互交流を促進するため、各地域の特産であるフルーツを使用したスイーツを切り口とした周遊企画を実施するもの。

#### 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### 4 契約期間

契約締結日から令和5年12月28日(木)まで

#### 5 事業費(委託上限額)

金1,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 第2 募集方法

令和5年4月18日(火)から令和5年5月15日(月)(企画提案参加申込書提出期限)まで、宮城県大河原地方振興事務所ホームページ上で公募する。

### 第3 応募資格

1 以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

- く。)
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
  - (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
  - (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
  - (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
  - (10) 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから、宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。
- また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 第4 スケジュール

企画提案募集開始	4月18日（火）
質問受付期限	4月26日（水）午後4時
質問回答	4月27日（木）午後5時
企画提案参加申込書提出期限	5月15日（月）午後5時
企画提案書の提出期限	5月22日（月）午後5時
企画提案書の書面審査（5者を超えた場合）	5月23日（火）
書面審査の結果発表（5者を超えた場合）	5月23日（火）
選定委員会の開催	5月24日（水）予定
選定結果の通知	5月末
契約締結	6月上旬

#### 第5 応募手続

##### 1 質問

本業務への質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 質問受付期間 令和5年4月26日（水）午後4時まで
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 第8の「応募・書類提出及び問い合わせ先」
- (4) 様式 質問書（様式第1号）
- (5) 回答方法

質問に対する回答は、県大河原地方振興事務所地方振興部ホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

## 2 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月15日(月)午後5時 必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 第8の「応募・書類提出及び問い合わせ先」
- (4) 提出書類
  - イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部
  - ロ 企画提案応募に係る宣誓書(様式第3号) 1部

## 3 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月23日(火)午後5時 必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 第8の「応募・書類提出及び問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出書類

以下の内容を含む資料を8部用意すること。いずれも任意様式で、A4片面印刷かつページ番号付きとすること。

- イ 企画提案書
- ロ 事業経費見積書
- (5) 企画提案書の構成
  - 企画提案書は次に掲げる内容をすべて記載すること。
  - イ 表紙
    - 「名称」「住所」「代表者名」「担当者名(所属、職、氏名)」「連絡先(電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス)」を記載すること。
  - ロ 目次
  - ハ 本文
    - 仕様書の委託業務内容の項目について、提案内容が具体的に分かるように記載すること。
  - ニ 業務実施のスケジュール
  - ホ 業務の実施体制
  - ヘ 同種・類似業務の受託実績
    - 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
    - 過去2年以内に国や地方自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- (6) 提出された資料の取扱等
  - イ 本業務への応募に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
  - ロ 提出する企画提案書は1者につき1点とする。
  - ハ 提出された企画提案書は、返却しない。
  - ニ 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。
  - ホ 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
  - ヘ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

ト 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 第6 業務委託候補者の選定

### 1 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の1位票を最も多く獲得した提案者1者を業務委託候補者とする。ただし、評価の結果、1位票を最も多く獲得した企画提案者が複数いる場合は、それらの提案のうち、各委員の合計点が最も高い企画提案者を最優秀とする。

なお、提案者が5者を超えた場合は、評価基準に基づく企画提案書の審査を実施し、上位5者のみでプレゼンテーション審査を行うものとする。

### 2 書類審査

(1) 書類審査の実施日 令和5年5月23日（火）

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価基準に基づいて審査し、提案者の中から上位5者を選定する。

(3) 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

### 3 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和5年5月24日（水）（予定）

(2) 実施会場 宮城県大河原合同庁舎 2階 201会議室（予定）  
（宮城県柴田郡大河原町字南129-1）

(3) 実施方法

イ 出席者は、1事業者当たり3名以内とする。

ロ 1事業者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知及び公表

審査終了後、書面にて、全ての企画提案者に結果を通知するほか、本県公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

(5) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

#### 4 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目		配点
業務実施の方向性及び全体計画	・本事業の趣旨をよく理解しており，基本的考え方，仕様内容等に沿った提案であるか。	5
	・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的であるか。 ・提案内容を確実に履行できる組織体制か。	5
企画内容	・参加者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みであるか。	10
	・ゲーム性があり，参加者の周遊意欲を促進させる企画か。	25
	・各県のフルーツやスイーツの魅力を発信できるデザインか。	10
	・DXの視点における提案内容は効果的か。	5
	・紙媒体の製作部数は適当か。	5
広報	・ターゲットに即した誘客に効果的な広報内容・媒体か。	30
独自提案	・企画をより魅力的なものにするための工夫があるか。	5
計		100

#### 第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は，応募者を失格とする。
  - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
  - (2) 本募集要領等に従っていない場合
  - (3) 第5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
  - (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
  - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（別紙様式第4号）を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があつた場合も，既に提出された企画提案書等は返却しない。
  - (3) 企画提案書の再提出は認めない。
  - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

## 第8 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務による成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受託者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項に規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従業者等の秘密保持義務及び契約内容の特記事項を遵守しなければならない。

### 2 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者を協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (4) 本公募型プロポーザル方式の選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

## 第9 応募・書類提出及び問い合わせ先

宮城県大河原地方振興事務所地方振興部振興第二班

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）

電子メール：[oksinbk2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:oksinbk2@pref.miyagi.lg.jp)

TEL：0224（53）3182 FAX 0224（53）3076